

非常勤職員給与規程

平成23年4月1日改正施行
平成24年7月1日改正施行
平成24年12月1日改正施行
平成25年8月6日改正施行
平成26年4月1日改正施行
平成27年1月1日改正施行
平成27年6月1日改正施行
平成28年4月1日改正施行
平成29年10月1日改正施行
平成30年4月1日改正施行
令和元年9月2日改正施行
令和2年4月1日改正施行
令和2年9月8日改正施行
令和3年4月1日改正施行
令和3年12月3日改正施行
令和4年10月11日改正施行
令和5年4月1日改正施行

平成24年4月1日改正施行
平成24年10月1日改正施行
平成25年4月1日改正施行
平成25年12月1日改正施行
平成26年12月1日改正施行
平成27年4月1日改正施行
平成27年12月1日改正施行
平成29年4月1日改正施行
平成29年12月1日改正施行
平成31年4月1日改正施行
令和元年12月10日改正施行
令和2年6月16日改正施行
令和2年12月8日改正施行
令和3年8月3日改正施行
令和4年4月1日改正施行
令和4年12月1日改正施行

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター

目 次

第1章	総則	1
第2章	給与	1～9
第1節	非常勤職員の給与	
第2節	非常勤医師の給与	
第3節	非常勤医師以外の非常勤専門業務職員の給与	
第4節	非常勤業務補助職員の給与	
第5節	再雇用短時間勤務職員の給与	
第6節	その他	

附則

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 非常勤職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 28 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員給与規程（平成 22 年規程第 26 号。以下「職員給与規程」という。）第 1 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 章 給 与

第 1 節 非常勤職員の給与

(給与)

第 2 条 非常勤職員の給与は、次に掲げる区分ごとに定める。

(1) 非常勤専門業務職員

ア 医師等…医師及び歯科医師(ただし、第 10 条に定める診療顧問、特別顧問及び前期臨床研修医師並びに後期臨床研修医師を除く。以下「非常勤医師」という。)

イ 医師、歯科医師以外の医療職(ただし、第 10 条に定める診療顧問、特別顧問及び前期臨床研修医師並びに後期臨床研修医師を含む。以下同じ。)、病院業務職及び事務職(以下「非常勤医師以外の非常勤専門業務職員」という。)

(2) 非常勤業務補助職員

(3) 再雇用短時間勤務職員

(給与計算期間)

第 3 条 非常勤専門業務職員、非常勤業務補助職員及び再雇用短時間勤務職員の給与の計算期間は、月の一日から末日までとする。

(給与の支給)

第 4 条 給与の支給方法については、職員給与規程第 7 条を準用する。ただし、非常勤業務補助職員にかかる支給日について、同条第 1 項中「当月分の月額的全額を支給する。」とあるのは、「前月分の月額的全額を支給する。」と読み替えるものとする。

(給与計算期間の途中で採用された者及び退職した者の給与等)

第 5 条 新たに非常勤職員となった者には、その日から給料を支給する。

- 2 非常勤職員が退職したときは、その日まで、給料を支給する。
- 3 非常勤職員が死亡したときは、その月まで、給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であつて、月の一日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、職員給与規程第11条の2の計算方法により、日割りによつて計算する。

(給与の減額)

第6条 非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合及びその取扱いを特別に定める場合を除くほか、この勤務しない1時間につき、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第7条 非常勤職員が地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員の育児休業及び介護休業等に関する規程(平成22年規程第36号)に定める休業及び短時間勤務をする場合の給与は、別に定める。

第2節 非常勤医師の給与

(非常勤医師の給与)

第8条 非常勤医師の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

- (1) 給料…個別の雇用契約にて定める。
- (2) 諸手当

ア 管理職手当…地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員給与細則(平成22年規程第27号。以下「職員給与細則」という。)第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員である場合は、その職務の特殊性に基づき、職員給与細則に定める基準を準用し、支給する。

イ 医師手当…職員給与規程第28条で定める医師手当の月額額の2分の1を支給する。

ウ 扶養手当…職員給与規程第16条の規定を準用して支給する。

エ 地域手当…職員給与規程第19条の規定を準用して支給する。

オ 住居手当…職員給与規程第20条の規定を準用して支給する。

カ 通勤手当…職員給与規程第21条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第21条の規定により算出した通勤手当月額を21で除して当該非常勤職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

キ 単身赴任手当…職員給与規程第22条の規定を準用して支給する。

ク 時間外勤務手当…職員給与規程第23条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(1日8時間・1週40時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務につい

ては、職員給与規程第 11 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に 100 分の 100 を乗じて得た額とする。

- ケ 休日勤務手当…職員給与規程第 24 条の規定を準用して支給する。
- コ 夜間勤務手当…職員給与規程第 25 条の規定を準用して支給する。
- サ 宿日直手当…職員給与規程第 26 条の規定を準用して支給する。
- シ 管理職員特別勤務手当…職員給与規程第 27 条の規定を準用して支給する。
- ス 防疫等作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 1 号に定める防疫等作業手当を支給される業務に従事した場合は、同号の規定に基づき、防疫等作業手当を支給する。
- セ 年末年始特別勤務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 12 号の規定を準用して支給する。
- ソ 期末勤勉手当…6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤医師に対して、それぞれ 6 月 30 日及び 12 月 10 日（以下これらの日を「期末勤勉手当支給日」という。）に次のとおり支給する。
これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員就業規則（平成 22 年規則第 17 号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第 14 条第 1 項第 4 号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。

i 6 月 30 日

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 120/100] \times [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 100/100] \times [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

ii 12 月 10 日

期末手当

$[給料月額] \times [支給割合 120/100] \times [職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

勤勉手当

$[給料月額] \times [支給割合 100/100] \times [職員給与細則第 87 条に定める在職期間率] \times [所定勤務時間に応じた割合]$

所定勤務時間に応じた割合

1 週間当たりの所定勤務時間	割合
40時間	1
30時間以上40時間未満	0. 8
20時間以上30時間未満	0. 6
10時間以上20時間未満	0. 4
10時間未満	0. 2

(年俸を定めて給与を支給する非常勤医師)

第9条 非常勤医師のうち、年俸で定める者の給与については、個別の雇用契約による。

第3節 非常勤医師以外の非常勤専門業務職員の給与

(非常勤医師以外の非常勤専門業務職員給与)

第10条 非常勤医師以外の非常勤専門業務職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

(1) 給料…月額又は日額及び時間給にて支給する。

ただし、1週間当たりの所定勤務時間を30時間としない職員の給料月額は、非常勤専門業務職員給料月額一覧表(以下「一覧表」という。)に掲げる給料月額を30で除して当該非常勤職員の1週間当たりの所定勤務時間数を乗じて得た額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。なお、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成22年規程第34号。以下「非常勤職員勤務時間規程」という。)第8条第3項に該当する職員は、一覧表の職種ごとに、次のとおり支給する。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。

[一覧表の給料月額]×1.07

非常勤専門業務職員給料月額一覧表

区分	職種	月額(30時間/週)	日額(7時間/日)	時間給
医療職	看護師	188,500円	8,760円	2,290円以下
	助産師	188,500円	9,680円	2,290円以下
	准看護師	153,000円	7,420円	1,950円以下
	看護助手 ※3	158,600円		
	看護助手(資格有) ※3	177,700円		
	薬剤師	177,800円	8,690円	
	臨床検査技師	166,600円		
	臨床検査総括技師	217,500円		
	臨床工学技士	166,600円		
	診療放射線技師	166,600円		
	診療放射線総括技師	217,500円		
	管理栄養士	174,200円		
	理学療法士			
	作業療法士	166,600円		
	視能訓練士	166,600円		
	言語聴覚士	166,600円		
	診療顧問			32,500円
	特別顧問 ※1			50,500円
前期臨床研修医師(1年目) ※4		371,500円		
前期臨床研修医師(2年目) ※4		400,500円		

	後期臨床研修医師 ※4	454,500円		
	健康診断医師		13,800円	
	健康診断保健師	161,200円		
	歯科衛生士	152,300円		
	歯科技工士	152,300円		
病院業務職	未収金整理業務専門職	139,700円		
	相談業務専門職	155,300円		
	医療通訳業務専門職	160,600円		
	臨床心理業務専門職	178,500円		
	健康診断業務専門職	139,700円		
	警備業務専門職（日勤） ※4	180,400円		
	警備業務専門職（昼夜勤） ※2	228,700円		
	救急・災害対策業務専門職 ※4	180,400円		
	窓口業務専門職	139,700円		
	診療情報管理業務専門職（資格有）	149,400円		
	診療情報管理業務専門職（資格無）	139,700円		
	治験情報管理業務専門職	139,700円		
	医事業務専門職	139,700円		
	施設管理業務専門職	139,700円		
	診療報酬請求業務専門職	211,500円		
	診療報酬算定業務専門職 ※4	193,000円		
	DA（ドクターズアシスタント）業務専門職（1級） ※3	162,900円		
	DA（ドクターズアシスタント）業務専門職（2級） ※3	163,900円		
	DA（ドクターズアシスタント）業務専門職（3級） ※3	165,900円		
	DA（ドクターズアシスタント）業務専門職（4級） ※3	168,900円		
	S DA（スペシャルドクターズアシスタント）業務専門職（1級） ※3	178,900円		
	S DA（スペシャルドクターズアシスタント）業務専門職（2級） ※4	209,800円		
	保育業務専門職	139,700円		
臨床検査業務補助職 ※3	144,000円			
がん登録実務専門職（資格有）	149,400円			
事務職	事務職	139,700円		
	病棟・外来看護事務補助職 ※3	140,000円		

※1 勤務時間は、別に定める。

- ※2 勤務時間は、34 時間／週とする。
- ※3 勤務時間は、35 時間／週とする。
- ※4 勤務時間は、38 時間 45 分／週とする。

(2) 諸手当…非常勤医師以外の非常勤専門業務職員には、給料のほか、住居手当（ただし、前期臨床研修医師のみ）、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、放射線取扱手当、遅出手当（ただし、看護助手及び看護助手（資格有）のみ）、年末年始特別勤務手当、防疫等作業手当、死体処理作業手当、夜間看護手当、患者接触等業務手当、看護職員調整手当及び期末勤勉手当を支給する。

- ア 住居手当…職員給与規程第 20 条の規定を準用して支給する。
- イ 通勤手当…職員給与規程第 21 条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合は、職員給与規程第 21 条の規定により算出した通勤手当月額を 21 で除して当該非常勤職員の所定勤務日数を乗じて得た金額を支給することができる。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。
- ウ 時間外勤務手当…職員給与規程第 23 条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間（1 日 8 時間・週 40 時間）に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第 11 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に 100 分の 100 を乗じて得た額とする。
- エ 休日勤務手当…職員給与規程第 24 条の規定を準用して支給する。
- オ 夜間勤務手当…職員給与規程第 25 条の規定を準用して支給する。
- カ 放射線取扱手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 2 号に定める放射線取扱手当を支給される業務に従事した場合は、同号の規定に基づき、放射線取扱手当を支給する。
- キ 遅出手当…遅出時間（午後 5 時から午後 9 時までの時間をいう。）に勤務するときは、給与計算期間において勤務 1 回から 2 回までは 1,200 円、3 回から 5 回までは 1 回につき 1,800 円、6 回以上は 1 回につき 2,000 円（ただし、2 時間以上 4 時間未満の場合は回数に応じた 2 分の 1 の額）を支給する。
- ク 年末年始特別勤務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 12 号の規定を準用して支給する。
- ケ 防疫等作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 1 号に定める防疫等作業手当を支給される業務に従事した場合は、同号の規定に基づき、防疫等作業手当を支給する。
- コ 死体処理作業手当…死体処理作業に従事した場合は、死体 1 体につき 500 円（その作業が心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合においては、1,000 円）を支給する。
- サ 夜間看護手当…助産師若しくは看護師が従事する看護等の業務で正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。以下同じ。）において行われるものについては、勤務 1 回につき次のとおり支給する。

- i 全深夜 勤務 1 回につき 10,200 円
 - ii 4 時間以上勤務 1 回につき 5,000 円
 - iii 2 時間以上 4 時間未満勤務 1 回につき 4,400 円
 - iv 2 時間未満勤務 1 回につき 3,500 円
- シ 患者接触等業務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 7 号に定める患者接触等業務手当を支給される業務に従事した場合は、同号の規定に基づき、患者接触等業務手当を支給する。
- ス 看護職員調整手当…看護師、助産師及び准看護師には、その者の 1 週間当たりの所定勤務時間により次のとおり支給する。
- i 20 時間以上 30 時間未満 月額 6,000 円
 - ii 30 時間以上 40 時間未満 月額 9,000 円
- セ 期末勤勉手当…基準日に在職する非常勤専門業務職員に対して、期末勤勉手当支給日に次のとおり支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。
- i 6 月 30 日
 - 期末手当

$$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 120/100] \times [\text{職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$$
 - 勤勉手当

$$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 100/100] \times [\text{職員給与細則第 87 条に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$$
 - ii 12 月 10 日
 - 期末手当

$$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 120/100] \times [\text{職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$$
 - 勤勉手当

$$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 100/100] \times [\text{職員給与細則第 87 条に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$$

第 4 節 非常勤業務補助職員の給与

(非常勤業務補助職員の給与)

第 11 条 非常勤業務補助職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

- (1) 給料…次に掲げる金額に所定勤務時間数を乗じて得た金額を支給する。ただし、非常勤職員勤務時間規程第 2 条第 1 項ただし書きに該当する職員は、実勤務時間数を乗じて得た金額を支給する。

区分	時間額
ア 事務又は技術の単純な補助業務に従事する者	970円
イ 主として屋外で従事する単純な肉体的労務に従事する者	1,080円
ウ 主として屋内で従事する単純な肉体的労務に従事する者	1,000円 (ただし、17時以降の場合は1,440円) ※有資格者は200円を加算した額
エ 一定の資格若しくは免許又は技能を要する等の業務でアからウまでの給料日額により難しいもの	その職種に対応する給料額として一般に通用しているものを考慮して理事長が定める

(2) 諸手当…非常勤業務補助職員には、給料のほか、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、防疫等作業手当及び期末勤勉手当を支給する。

ア 通勤手当…職員給与規程第 21 条の規定を準用して支給する。ただし、所定勤務日数が常勤職員の所定勤務日数に満たない場合又は非常勤職員勤務時間規程第 2 条第 1 項ただし書きに該当する場合は、職員給与規程第 21 条の規定により算出した通勤手当月額を 21 で除して当該非常勤業務補助職員の所定勤務日数又は実勤務日数を乗じて得た金額を支給する。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

イ 時間外勤務手当…職員給与規程第 23 条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務に従事した日の所定勤務時間が法定労働時間（1 日 8 時間・週 40 時間）に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第 11 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に 100 分の 100 を乗じて得た額とする。

ウ 休日勤務手当…職員給与規程第 24 条の規定を準用して支給する。

エ 夜間勤務手当…職員給与規程第 25 条の規定を準用して支給する。

オ 年末年始特別勤務手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 12 号の規定を準用して支給する。

カ 防疫等作業手当…職員給与規程第 30 条第 1 項第 1 号に定める防疫等作業手当を支給される業務に従事した場合は、同号の規定に基づき、防疫等作業手当を支給する。

キ 期末勤勉手当…基準日に在職する者であって、支給日までに引き続き 2 月以上の雇用期間がある者（非常勤職員勤務時間規程第 2 条第 1 項ただし書きに該当する者を除く。）に対して、期末勤勉手当支給日に次のとおり支給する。ただし、所定勤務時間数が 35 時間に満たない場合は、次により算出した金額を 35 で除して所定勤務時間数を乗じて得た金額を支給する。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

i 6 月 30 日…給料日額の 7 日分

ii 12 月 10 日…給料日額の 12 日分

第 5 節 再雇用短時間勤務職員の給与

(再雇用短時間勤務職員の給与)

第12条 再雇用短時間勤務職員の給与は、次の各号に定めるとおり支給する。

(1) 給料…職員給与規程第3条に定める給料表の再雇用職員の給料月額を法人定年退職時の職務の級に応じて適用し、その者の所定勤務時間を地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成22年規程第33号)第2条の規定により定められる勤務時間で除して得た数を乗じて得た金額を支給する。

(2) 諸手当

ア 管理職手当…職員給与細則第15条管理職手当支給対象職一覧で指定する管理職職員である場合は、その職務の特殊性に基づき、職員給与細則に定める基準を準用し、支給する。

イ 医師手当…医師及び歯科医師である場合には、職員給与規程第28条で定める医師手当の月額の2分の1を支給する。

ウ 扶養手当…職員給与規程第16条の規定を準用して支給する。

エ 地域手当…医師及び歯科医師である場合には、職員給与規程第19条の規定を準用して支給する。医師及び歯科医師以外の再雇用短時間勤務職員には地域手当は支給しない。

オ 住居手当…職員給与規程第20条の規定を準用して支給する。

カ 通勤手当…職員給与規程第21条の規定を準用して支給する。

キ 単身赴任手当…職員給与規程第22条の規定を準用して支給する。

ク 時間外勤務手当…職員給与規程第23条の規定を準用して支給する。ただし、時間外勤務時従事した日の所定勤務時間が法定労働時間(8時間)に満たない場合は、所定勤務時間を超え法定労働時間までの勤務については、職員給与規程第11条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。

ケ 休日勤務手当…職員給与規程第24条の規定を準用して支給する。

コ 夜間勤務手当…職員給与規程第25条の規定を準用して支給する。

サ 宿日直手当…職員給与規程第26条の規定を準用して支給する。

シ 管理職員特別勤務手当…職員給与規程第27条の規定を準用して支給する。

ス 特殊勤務手当…職員給与規程第30条に定める特殊勤務手当を支給される業務に従事した場合は、同条の規定に基づき、特殊勤務手当を支給する。

セ 看護職員調整手当…看護師、助産師及び准看護師には、その者の1週間当たりの所定勤務時間により次のとおり支給する。

i 20時間以上30時間未満 月額6,000円

ii 30時間以上40時間未満 月額9,000円

ソ 期末勤勉手当…基準日に在職する再雇用短時間勤務職員に対して、期末勤勉手当支給日に次のとおり支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは非常勤職員就業規則第14条第1項第4号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても、同様とする。なお、所定勤務時間に応じた割合については、第8条の表を準用する。

i 6月30日

期末手当

$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 67.5/100 \text{ (職員給与細則第 71 条で定める特定管理職職員は } 100/100)] \times [\text{職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$

勤勉手当

$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 47.5/100 \text{ (職員給与細則第 71 条で定める特定管理職職員は } 120/100)] \times [\text{職員給与細則第 87 条に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$

ii 12月10日

期末手当

$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 67.5/100 \text{ (職員給与細則第 71 条で定める特定管理職職員は } 100/100)] \times [\text{職員給与規程第 32 条第 2 項に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$

勤勉手当

$[\text{給料月額}] \times [\text{支給割合 } 47.5/100 \text{ (職員給与細則第 71 条で定める特定管理職職員は } 120/100)] \times [\text{職員給与細則第 87 条に定める在職期間率}] \times [\text{所定勤務時間に応じた割合}]$

第6節 その他

(上記の定めにより難しい場合)

第13条 非常勤職員の給与が、第2条から第12条により難しい場合は、個別の雇用契約にて定めるものとする。

(補則)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、改正後の地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員給与規程第8条第2号ス及び第10条第2号キの規定は、平成23年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、改正後の地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員給与規程第 10 条第 2 号カの規定は、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 8 月 6 日から施行し、改正後の地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員給与規程第 10 条第 1 号の規定は、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 非常勤再雇用職員の給与に関し、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員給与規程（平成 27 年 4 月 1 日施行規程）附則第 2 項の規定は、適用しない。

附 則

この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和元年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は令和元年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 16 日から施行し、改正後の地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員給与規程第 8 条第 2 号ス及び第 11 条第 2 号カの規定は、令和 2 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 8 日から施行し、改正後の地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員給与規程第 11 条の規定は、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月15日から施行し、改正後の地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員給与規程第8条第2号ソ、第10条第2号セ及び第12条第2号セの規定は、令和3年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月3日から施行し、改正後の地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員給与規程第8条第2号ソ、第10条第2号セ及び第12条第2号セの規定は、令和3年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月11日から施行し、改正後の地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員給与規程第10条2号ス及び第12条2号セの規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。